「管理栄養士・栄養士業務規範(案)(Ver4.3)」に関する意見募集の結果について

意見公募期間 : 2019年2月5日 (火) ~2019年3月5日 (火)

意見提出者数 : 12名 (意見数:57件) 結果の公開日 : 2019年6月21日 (金)

公開にあたっては、主な意見の概要に対する考え方を回答として取りまとめ、適宜内容を集約しています。今回の意見募集の対象としていた事項でないものについては、個別の回答はいたしませんが、貴重なご意見として承ります。

項目	主なご意見の概要	回答
目的	○「管理栄養士・栄養士倫理綱領をわかりやすく解説し」とあるが、「管理栄養士・栄養士の倫理行動規範」の誤りではないか。当該行動規範の位置づけ等がされた状態でのパブリックコメントを行うべきである。 ○管理栄養士・栄養士の業務の標準化の内容とすべきである。	〇「業務規範」は、「倫理綱領」のもとに位置付 くものとして、「倫理行動規範」を含め、「業務 規範」という形で示しています。共通する業務の 検討を重ねた結果、業務説明などの具体的な内容 とはしないこととしました。 栄養士憲章に基づいて倫理行動規範を検討し、倫 理行動規範を業務規範に繋げるように検討してき ました。さらに整理します。
栄養の定義	○「給食の管理」を入れた方がわかりやすい。 ○「生命を維持して」は「生命を維持しながら」と考える。 ○「発育」は「成長」と「発達」を合わせて総合的に評価する言葉で、「成長、発育し」は「成長、発達し」もしくは「発育し」とすべきである。 ○主語と述語の文にすると「栄養は、一連の状態をいいます」となるが、「栄養=状態」でよいか。栄養は、一連の状態を「作り出すもの」、あるいは「維持するもの」ではないか。 ○「生体の内部環境の恒常性が保たれ、生命活動に不可欠で多様な生体機能が維持されることでは常性が保たれ、それによって健康的な生涯を全うできる」と書くべきである。 ○栄養とは、生命現象を営むために必要な物質(栄養素)を摂取し、消化・吸収し、体成分を合成・分解(代謝)し、不必要な物質(未吸収物質・老廃物・尿・炭酸ガスなど)を排出し、体内環境の恒常性を維持し、健康・成長・発育を促進する一連の過程である。・生命現象とは、着床からはじまるライフステージの日常生活・体内に取り込み→摂取するは「経口で食事をする」を基本とする・消化・・・全てのライフステージの異なった生理状態や、疾患の有無・程度に添った食品の組み合わせと食事形態が考慮されなければならない。各食品の成分の種類・量・その形態(状態・粒状・液状・結合の程度など)を知り、それらを活かす調理技術が要求される・体内に取り込みは吸収と表現するのが望ましい	○ご意見を参考にして、修正の検討をいたします。 す。
管理栄養士・栄養士 の業務	○「栄養の指導」という言葉が、限定的な印象を与える。 ○「栄養の指導」とはの説明で、指導と実践、教育、管理の言葉が含まれ、それを「指導」という言葉一つでくくってしまうのはおかしいと考える。 ○「自律支援」ではなく「自立支援」とすべきである。 ○「食に関する知識と食を選択し摂取する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる(食育基本法前文)」ことは、日本のこれからを左右する国民全体の課題である。管理栄養士・栄養士は、すべての人びとが自己実現をめざし、健やかによりよく生きることを地域社会に根差して支援する。管理栄養士・栄養士の業務とは、保健・医療・福祉・教育等の分野において健康の保持・増進・疾病の発症予防・治療・重症化予防、介護予防、食行動の自立支援により自己責任を果たせる人間づくりのための「栄養の指導」である。	○ご意見を参考にして、修正の検討をいたします。
「栄養の指導」とは	○胎児を例にあげているが、事業場給食あるいは学校給食が望ましい。 ○妊婦に給食を提供するのはほとんどの場合、出産直前である。 ○「提供されたそのものが〜」とあるが、指導のタイミングとして遅すぎる。 ○「胎児期の栄養状態が次世代の健康障害〜」とあるが、「成長後の健康障害」の表現が良い。また、胎児期を例にあげることはわかりやすい説明にはならない。	○妊娠前からの栄養状態が妊婦・胎児・出生後の健康、さらに次世代の健康にも影響するという意味として用い、世代を越えて影響するという認識の喚起をねらいとして使用しました。 ○ご意見を参考にして、修正の検討をいたします。
専門職としての責務	○分かりやすくしてほしい。 ○「栄養の指導」は自立ができない乳幼児、高齢者、障害者は対象としないと読める。 ○「公共的な働きかけ」とは、何を意味するか。開業した栄養士(個人)が、対象者(個人)に対して栄養指導をすることは、「専門職の責務」として不適切と解釈できる。 ○「食行動全体」の定義が必要である。あるいは他の表現を考えてるべきである。 ○「食事は、人の結びつきに依存しています。」だけではなく、環境、社会その他多くのことに関係する。 ○「その食事を健康・・・適った内容で毎日続けることができる人」が「食行動の自律を実践している」は、言い過ぎであり、そのような人は存在しない。 ○「食行動の自律を目指す人々のために」は、目指さない人は対象にならないと読める。 ○専門職としての責務として、支援することを示しているが、「責務」は倫理行動規範のほぼすべてである。	○議論を重ねた結果、このようになりましたが、 ご意見を参考にして、修正の検討をいたします。
社会的使命	 ○「正しい食」は、現代科学で解明されていない。「食生活を通して」が適切と考える。 ○「日本栄養士会に所属し」は不要。会に属さなくとも栄養指導を実施できる。 ○「すべての人々の・・・・ニーズに応え、」は、「人々の」程度の表現とすべきである。 ○「管理栄養士・栄養士は、日本栄養士会に所属し、」⇒「管理栄養士・栄養士は、専門職集団として人びとの健康寿命の延伸や疾病の予防・重症化予防をめざして活動している栄養士会に所属し、」に修正すべきである。所属する栄養士会がどんな組織か最初に説明した方が効果的である。 また、ここだけ日本栄養士会と記載されているが、都道府県もあるので、他と同様栄養士会とするべきである。 	
人格の陶冶	治」は、もっとわかりやすい「品格の保持」あるいは「品格の醸成」とすべきと考える。 〇解説文が疑問。管理栄養士・栄養士が人格を陶冶すべき目的が「『栄養の指導』に通じる事柄に冷静沈着に対応できる心の形成」でよいのか。他職種の倫理綱領にも似た項目があるが、その解説では患者や人びとの信頼と信用に触れており、自らの業務が患者や人びとからの信頼と信用なしには遂行しえないとの謙虚な姿勢がうかがわれる。管理栄養士・栄養士もこの点においては同じでよいのではないか。 また、解説の「これを成すためには~」の1文は、そもそも人格ではなく、専門職としての知	知識と技術により「栄養の指導」が国民から信頼され信用されることにつながると考えられます。「人格の陶冶」無くして国民からの信頼と信用は得られません。

	○項目名・解説と条文とが一致していない。条文だけ見ると、項目名は「最善努力義務」くらいが適当である。項目名・解説だけ見ると、1項目として立てるべきか疑問である。目的が明記されず、条文の後半が「専門職として、『栄養の指導』という業務に最善を尽くす」という曖昧なものとなっている。また、ビーチャムとチルドレスの医療倫理の4原則(自律尊重、無危害、善行、正義)に加え、守秘義務、応召義、連携の義務、社会的な正当性を列挙して、管理栄養士・栄養士が業務を行う場合、それらを遵守する必要があると言っているが、疑問に考える。ときにそれらが相克する倫理的問題に無自覚に思われる。それらが相克する危機的状況においてこそ、最善を尽くす義務は重みを増し、専門職個人の倫理が問われる。さらに、「管理栄養士・栄養士の業務は、常に対象者・対象集団に対する義務の履行です」と「ときには、自己犠牲的な行動すらも厭わずに対象者や対象集団のために最善を尽くすのは、対象者や対象集団に対してそうすべき義務や責任があるからです」には自律の精神を加えるべきである。	〇ご意見を参考にして、修正の検討をいたします。 す。
	〇管理栄養士・栄養士の業務が、対象者や対象集団ひいては国民全体の健康にかかわるという点で、他の職業より重い責任が課せられていることを強調したいなら、自覚した後のことまで明記してはどうか。また、責任は自覚するではなく、責任をもつと言い切った方がよいのではないか。「また、メディア等なら~」は、別項目で述べた方がよいのではないか。	「責任を自覚する」は「責任をもつ」とします。
	○「融和と連携」で地域包括ケアシステムの一翼としているが、同システムは完成していない。また、連携は地域包括ケアシステムだけではない。○地域住民の相談役という文言は必要か検討すべきである。	○地域包括ケアシステムのみを意味していません。○「地域住民の相談役」は、地域活動、健康サポート薬局などもあり、必要と考えます。
	○「応召義務」は生業としての義務であり、その他において義務を負うものではない。 ○「応召義務」は、以下の3点から不適切と思われる。 ①管理栄養士・栄養士は、身分を規定する栄養士法で、応召義務を持たない。 ②応召義務は、それを公法上課せられている他職種でも見解は分かれ、解釈や要不要をめぐる 議論がさかんで未だ解決をみていない取り扱い注意な問題である。 ③管理栄養士・栄養士の行う栄養サポートのフィールドは広い。もし、応召義務を業務規範に 入れるのなら、「医師の指示の下に行う限りにおいては」ということで、医師の指導のもとで 行う栄養指導に限定するのが適当ではないか。無限定に入れてしまえば、管理栄養士・栄養士 自身の自由な活躍の場を奪うことになりかねない。また、「管理栄養士・栄養士は、個人を 種・民族~心身の状態等によって、『栄養の指導』の求めを拒んではなりません」は、前半が 平等性・公正性についての内容、後半が応召義務の内容になっている。前半の平等性・公正性 については1項目を立てるべきもので、応召義務とするのは不適と考える。平等性・公正性の 条文としては「管理栄養士・栄養士は、個人を人種・民族や国籍、ジェンダー、職業、社会的 地位、経済状態、思想や信条、宗教、ライフスタイル、心身の状態にかかわらず、対象となる 人びとへ平等に『栄養の指導』を提供する」とすべきである。	当な理由がない限り」の応召義務とします。
フォームドコンセン	○項目・条文・解説すべてがほぼ用語説明に終始している。解説中に「対象者の決定権を保証する」とあり、決定権には触れられているものの、自己決定権の尊重や対象者の自律、自律支援にまで踏み込まないで、この項目を倫理規範に入れるのは不十分ではないか。	
	○「無危害義務」という表現は日本語に無いと思われる。「安全性の確保」が良い。あわせて解説を修正すべきである。 ○無危害義務という言葉は、使用例を知らない。一般には無危害原則、無危害の原則という。 そして、無危害の原則は、ビーチャムとチルドレスの医療倫理の4原則(自律尊重、無危害、 善行、正義)のひとつであり、無危害だけを取り出して1項目として立てるのは疑問。4原則 は、普通はセットである。 また、無危害原則はじめ、4つは「原則」なのであって、すべての条文に貫かれる基本精神 と考えた方が適当と考える。しかし、解説では、食物・食事の安全性の確保について述べられ ており、これは管理栄養士・栄養士の倫理行動規範に入れるべきである。別の項目名で立てて はどうか。	りましたが、議論の結果、義務としました。自ら のことで、国民視点ではないが、国民益にはなる ことと考えています。
生涯教育	〇生涯教育、生涯学習、継続学習と似た言葉が存在するが、なぜ項目名はあえて生涯教育なのか。主眼は管理栄養士・栄養士個人の専門的知識と技能の水準の維持向上なのか、専門性にとらわれず、人として教養を高めることなのか、栄養士会(栄養士界)全体の発展なのか、内容を整理して項目を分けてはどうか。	養、専門的知識と技能の水準の維持向上目指すこ
属	 ○倫理行動規範に入れるべき内容か検討すべきである。 ○栄養士会入会は、職場環境が大きいように思われる。栄養士会の認知度のアップにより、入会の必要性に迫られる方も増えると考える。 ○表現については、次の表記を提案する。 「はかっています。」⇒「図っています。」、「また、個人では…」⇒「更に、個人では…」「食生活を支援…制度の整備等に取組むことを通して、人びとの」⇒「食生活を支援…制度を構築して、人びとの」、「より深く社会的責務を」⇒「より深く専門職としての社会的責務を」、「管理栄養士・栄養士は、栄養士会に所属することにより」章複表現を避けるとともに、文章をできるだけ簡素化すべきである。 ○社会的責務は、特に専門職としての自覚の上で、社会的責務を果たすことが重要である。 ○「栄養士会に所属することにより、より深く社会的責務を果たす」では漠然としている。解説では、個人に限界があり、組織にあってこそ可能な「制度や環境の整備」の重要点について述べているのだから、条文にも明記してはどうか。 	○ご意見を参考にして、修正の検討をいたします。 す。
	○栄養士憲章、倫理綱領、倫理行動規範、業務規範の関係を明らかにし、すべてを見直していただきたい。○文章が長い。難しい。シンプルな用語の定義が必要である。一般国民が読んでも理解できるようにしていただきたい。○読みやすく、「管理栄養士・栄養士とは」を改めて考える事にとても良い内容と思う。○栄養士会、栄養学の発展に研究は不可欠であるため、研究についても触れた方がよい。	は、栄養士会、栄養学の発展には不可欠と考え、